

舞鶴市監査委員告示第 6 号

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、舞鶴市監査基準に関する規程に準拠して財政援助団体等監査を行ったので、その結果を同条第 9 項、措置状況について同条第 12 項の規定により併せて公表する。

令和 2 年 11 月 24 日

舞鶴市監査委員 伊藤 清美

舞鶴市監査委員 瀬野 淳郎

記

1 監査の対象

- | | |
|------------|------------------|
| (1) 補助事業 | 舞鶴市移住・定住促進協議会負担金 |
| 補助団体 | 舞鶴市移住・定住促進協議会 |
| 所管課 | 移住・定住促進課 |
| (2) 指定管理事業 | 東地区中心市街地複合施設 |
| 指定管理者 | タイムズ・日本管財グループ |
| 所管課 | 産業創造・雇用促進課 |
- ※ いずれも令和元年度事業に係る分

2 監査の着眼点

補助金等の財政的援助を受けている団体や公の施設の指定管理者が、財政的援助の目的に沿って事業活動を適正に行っているか、また、当該団体の所管課が、団体に対して適切に指導監督を行っているかどうかを着眼点として実施した。

3 監査の主な実施内容

上記の補助事業及び指定管理事業に関する財務及びこれに関係する市の財務について、あらかじめ求めた資料に基づき、関係書類の調査、照合等を行うとともに、関係職員等から追加資料・説明を求めるなどの方法で実施した。

4 監査の実施場所及び日程

- | | |
|----------|--|
| (1) 実施場所 | 監査委員事務局等 |
| (2) 日 程 | 令和 2 年 9 月 16 日から 11 月 11 日まで(補助事業)
令和 2 年 9 月 11 日から 11 月 13 日まで(指定管理事業) |

5 監査の意見及び結果

(1) 意見

① 舞鶴市移住・定住促進協議会負担金

舞鶴市移住・定住促進協議会においては、財務全般について不適切な財務処理が散見される。帳簿に現金の取扱いなどすべての出納業務を明確に記録して、帳簿上の金額と預金残高の照合を行うなど、財務規程により適正な財務の執行とチェック体制の整備に努められたい。

② 東地区中心市街地複合施設

指定管理者の実績報告書の収支は正確性に欠け、仕様書に基づき収支決算額の根拠となる資料の提出を求めたが、一部書類については提出がなされず、収支の妥当性は保証できない。指定管理事業は、協定書に基づき透明性を確保し、市の求めに応じて財務の適正性を示すことができるように強く指導されたい。

駐車場施設に比してコミュニティ施設（貸館）の利用状況は、低稼働となっており、効率的な管理運営や指定管理のあり方を検討されたい。

当施設は、経年劣化による施設・設備等の不具合が散見される。的確な維持管理を行い、安全管理に努められたい。

(2) 結果

以下の財政援助団体等監査結果報告書兼措置状況の通り

財政援助団体等監査 結果報告書兼措置状況通知書

- ・ 監査対象 舞鶴市移住・定住促進協議会負担金
- ・ 監査期間 令和2年9月16日～11月11日

監査の結果（指摘・要望事項）	措置の内容（回答）
<p>○協議会の財務全般について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不適切な財務処理が多数見受けられる。会計年度終了後の財務処理についても、出納整理期間を定めるのかどうかを明確に規定した上で財務処理を行い、現金の取り扱いを含むすべての出納業務を明確に記録して、帳簿上の金額と預金残高の照合を行うなど、適正な財務管理とチェック体制の整備に努められたい。また、協議会の預金通帳と届出印は、それぞれ別の職員が管理するなど、その出納業務についても適切な管理体制を整備されたい。 	<p>適正な財務管理とチェック体制の整備に努め、出納業務についても適切な管理体制を整備します。</p>
<p>○協議会の収入調書について</p> <p>(1) 調定書に日付がないものや、調定年月日や内容に誤りが見受けられるので、適正に事務処理をされたい。</p> <p>(2) 前年度の収入（預金利息）が令和元年度に繰越金として計上されているが、会計年度を明確にして適正に決算報告をされたい。</p>	<p>適正な事務処理、会計年度を明確にした適正な決算報告に努めます。</p>
<p>○協議会の支出調書について</p> <p>(1) お試し住宅修繕費の支払いにおいて、舞鶴市移住定住促進協議会宛の領収書がなく、業者宛の領収書が添付されているものがあるので、適正な領収書を受領されたい。</p> <p>(2) 債権者から徴した領収書の宛名、領収日や領収内容が空欄のものが複数見受けられる。また、領収書の内容に綴じ穴があけられ、金額が不明瞭なものがあるので、適正に事務処理をされたい。</p> <p>(3) 支出命令書において、債権者の領収書欄がすべて空欄になっているので、領収日等を明確にされたい。</p>	<p>適正な領収書を受領し、支出命令書において領収日等を明確にします。</p>
<p>○協議会の会計帳簿について</p> <p>(1) 協議会会計帳簿のうち、出納簿が作成されていない。舞鶴市移住定住促進協議会財務規程第6条第1項の規定により「舞鶴市移住定住促進協議会出納簿」を作成し、適正に財務管理をされたい。</p> <p>(2) 歳入整理簿の様式に収入額や収入日等の記載欄がない。また、歳出整理簿においても、様式に振込日と記載されているが、現金払は振込ではないので、各整理簿の様式や文言等を改められたい。</p> <p>(3) 債権者からの領収書の領収日より歳出整理簿の振込日や通帳の払出日が遅いものがある。財務規程第16条第2項の規定により資金前渡を受けて支出され</p>	<p>舞鶴市移住定住促進協議会出納簿を作成しました。</p> <p>歳入整理簿および歳出整理簿において、適正に記載します。</p>

たい。	
○返還金について ・舞鶴市移住定住促進協議会負担金の舞鶴市への返還金について、領収書はあるが協議会の会計帳票が起票されていないので、舞鶴市移住定住促進協議会財務規程により適正に事務処理をされたい。	舞鶴市移住定住促進協議会財務規程により適正に事務処理をします。
○協議会の決算報告等について (1)「舞鶴市移住定住促進協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終了する。」「会計年度終了後2か月以内に、事業報告書、収支計算書を会議に提出し承認を得なければならない。」と規定されているが、会議への提出及び承認が期限内にされていないので、財務規程を遵守されたい。 (2)舞鶴市移住定住促進協議会規約に監事等の規定がなく、会長が事業報告及び決算書類の提出と監査報告を同時に行っている。同協議会規約で監事等について規定するとともに、会長は監査結果を添えて決算等を報告するように同協議会の財務規程を改正されたい。	(1)事業報告書、収支計算書の会議への提出及び承認について財務規定を遵守します。 (2)協議会規約で監事等について規定し、財務規程を改正します。

- ・ 監査対象 指定管理事業（東地区中心市街地複合施設）
- ・ 監査期間 令和2年9月11日～11月13日

監査の結果（指摘・要望事項）	措置の内容（回答）
○監査資料について 本監査は地方自治法第199条第7項による監査であり、仕様書にも必要な記録の提出を求める旨の記載がある。これに基づき収支決算額の根拠となる資料の提出を求めたが、一部書類については提出がなされなかった。指定管理事業の経理については透明性を確保し、市の求めに応じて、詳細な内訳が分かる書類の提出ができる体制を整えておくよう、強く指導されたい。	収支決算額の根拠となる資料が一部未提出であった事については、厳しく指導済。今後は透明性を確保するため、可能な範囲で必要書類の提出を求めてまいります。
○管理運営について (1)本件の指定管理者は複数者による共同企業体である。共同企業体が指定管理者となる場合は、構成企業間の業務分担やリスク責任などを明確にする必要があり、また市としても、これらの事項について把握しておく必要がある。これらについては市への報告を義務付ける旨、仕様書等に明記しておくべきである。 (2)当該施設は、経年劣化による雨漏り、腐食、壁紙剥離、付属設備の故障等が散見される。中には安全上の懸念が生じるものも見られる。これらについては、関連する部課と十分協議連携の上、公の施設としての役割を踏まえ、的確な維持管理計画を立て、安全管理に努められたい。 (3)コミュニティ施設の利用状況は、長期利用のスペ	(1)共同企業体における企業間の業務分担やリスク責任に係る報告の義務付けについては、次年度以降、仕様書に明記してまいります。 (2)施設の維持管理については、関連部課と十分協議連携の上、公の施設としての役割を踏まえ、安全管理に努めてまいります。

<p>ースⅢを除き低稼働となっており、令和元年度における利用日数は、65日である。また、利用団体の実数は16団体にとどまり、申込者はごく限られた団体となっている。これまでから利用促進について努力されているところではあるが、市民ニーズを把握した上で、営業日の短縮や人員配置の見直し等も含め、効率的な管理運営を検討されたい。</p>	<p>(3) 施設の効率的な管理運営については、市民サービスの低下とならないように市民ニーズを十分把握しながら、検討してまいります。</p>
<p>○利用料金について 付属設備について、規則に定めがないものは実費相当額を徴収することとされており、持込電気料（コンセント使用料）は一ロー区分500円を徴収されている。これは他自治体の公共施設と比較するとやや高額であり、他の付属設備とともに、料金体系の見直しが必要と思われる。</p>	<p>受益者負担適正化の取り組みを進める中で、他の公共施設の付属設備とのバランスをみながら料金体系の見直しを図ってまいります。</p>
<p>○備品管理について 基本協定書には、管理物品としてI種備品117種605品の備品の掲載があるが、備品台帳については、市で購入した6種6品に係るものしか作成されておらず、平成25年に施設を購入した際に譲り受けた備品については台帳が作成されていなかった。全ての備品について整理を行い、台帳を作成の上、適正な備品管理に努められたい。また経年劣化により使用できない備品や使用していない備品も多く、これらについても整理が必要である。</p>	<p>備品台帳を作成の上、適正な備品管理に努めてまいります。</p>
<p>○広報について (1) 舞鶴市公式ホームページに掲載されているコミュニティ施設の料金表は条例改正前の旧料金表のため、至急、現行のものに訂正されたい。 (2) 駐車場部分の情報については、タイムズのウェブサイトや検索アプリに掲載されているが、コミュニティ施設部分については、詳細が分かるサイトは舞鶴市公式ホームページのみであり、情報の周知が乏しい状態にある。効果的な情報発信を行い利用者の増加に努められたい。</p>	<p>(1) 現行の料金表に訂正いたしました。 (2) 効果的な情報発信を行い、利用者の増加に努めてまいります。</p>
<p>○設備点検について 自家用電気工作物保安管理業務について、仕様書では毎月点検を定めているが、隔月の実施となっている。法定回数を基本として施設の状況に応じて設定した回数を仕様書に定め、仕様書を遵守するよう指導されたい。</p>	<p>法定回数を基本とした回数を仕様書に定め、仕様書を遵守するよう指導してまいります。</p>